

(再発性の失神・不整脈を原因とする失神(ペースメーカーを植え込んでいる者)関係)

診 断 書

(福岡県公安委員会提出用)

1	氏名 生年月日 住所	T・S・H 年 月 日 (歳)	男 ・ 女
2	医学的判断 ☐ 病名 ☐ 総合所見 (現病歴、 <u>現症状</u> 、 <u>重症度</u> 、治療経過、治療状況など) ☐ 意識消失発作 (有 ・ 無) 最終発作日 年 月 日		
3	現時点での病状(改善の見込み等)についての意見 ☐ ペースメーカーを植え込み後に不整脈により <u>意識を失ったことがある者</u> である場合 ア 植え込み後、意識を失ったのは、_____が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 イ 植え込み後、意識を失ったのはペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 ウ 植え込み後、意識を失ったのは、_____が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 エ 植え込み後、意識を失ったのは、_____が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後、__年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 オ 6月以内[若しくは6月より短期間(カ月間)]に上記ア、イ、ウ、エのいずれかになると診断できることが見込まれる。 カ 上記アからオのいずれにも該当しない。 ☐ ペースメーカーを植え込み後に不整脈により <u>意識を失ったことがない者</u> である場合 ア 発作のおそれの観点から、運転を控えるべきと診断される。 イ 6月以内[若しくは6月より短期間(カ月間)]に発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえないと診断できることが見込まれる。 ウ 上記ア又はイのいずれにも該当しない。		
4	その他特記すべき事項		

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病 院 所 在 地 (電話番号)

病 院 名 称

担当診療科名

担 当 医 氏 名